

## 高知県ワークライフバランス推進企業認証マーク使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱」（以下「要綱」という。）に基づき県が認証した企業（以下、「認証企業」という。）であることを表するために作成したメイン認証マーク、ミニ認証マーク及び部門別認証マーク（以下「認証マーク」という。）について、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (マークのデザイン)

第2条 前条の認証マークのデザインは、それぞれ別図のとおりとする。

### (マークの使用制限)

第3条 認証マークは、高知県のほか、要綱第6条の規定に基づき認証を受けている者（以下、「認証マーク使用者」という。）以外は使用することができない。

### (マークの使用方法)

第4条 別図に定める認証マークは、次に掲げるとおり使用することができるものとする。

- (1) 認証マークは、原則として別図に定める指定のカラーを使用するものとする。  
ただし、印刷物等の仕様によりそれにより難い場合は、別途知事と協議を行うものとする。
- (2) 認証マークの図形を変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）することや、認証マークの外枠の範囲内に他の文字や色等、別の要素を使用することはしてはならない。
- (3) 認証マークの外枠は、用途に応じ、削除して使用できる。
- (4) すべての認証企業は、メイン認証マーク及びミニ認証マークを使用できる。
- (5) 認証企業は、部門別認証マークのうち、認証を受けた部門に該当する部門別認証マークのみを使用できるものとし、前項に掲げるメイン認証マークやミニ認証マークとの併用を妨げない。
- (6) 名刺等に掲載する際、メイン認証マーク及び部門別認証マークでは文字等が判別しづらい場合は、ミニ認証マークの使用を推奨する。

### (苦情の処理)

第5条 認証マーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

### (報告)

第6条 知事は、認証マーク使用者に対して、必要に応じて使用状況等について報告を求めることができる。

### (その他)

第7条 認証マークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、商工労働部雇用

労働政策課において行う。

2 この要領に定めるもののほか、認証マークの使用に関して必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要領は、平成19年9月19日から施行する。

この要領は、平成29年6月 1日から施行する。

この要領は、平成30年4月 1日から施行する。

#### 附則

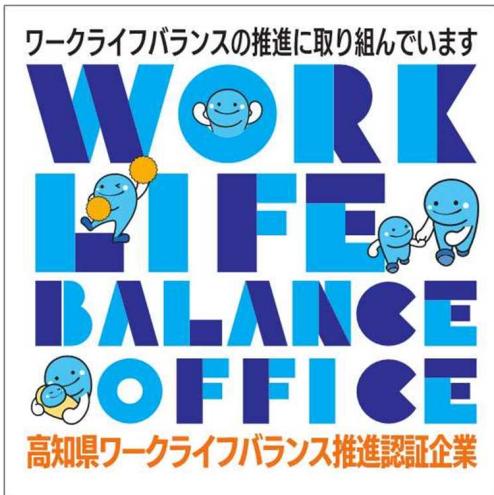
##### (施行期日)

1 この要領は、令和元年12月 1日から施行する。

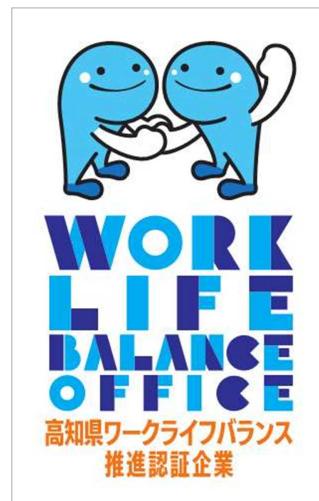
##### (経過措置)

2 令和元年11月末日までに認証された企業が使用できる改正前の認証マークは、それぞれ認証期限まで引き続き使用することができる。

## メイン認証マーク



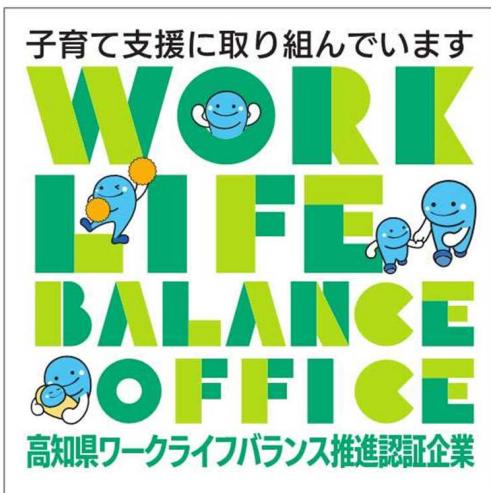
## ミニ認証マーク



■	C100 M100
■	C100
■	M60 Y100

## 部門別認証マーク

## 次世代育成支援部門



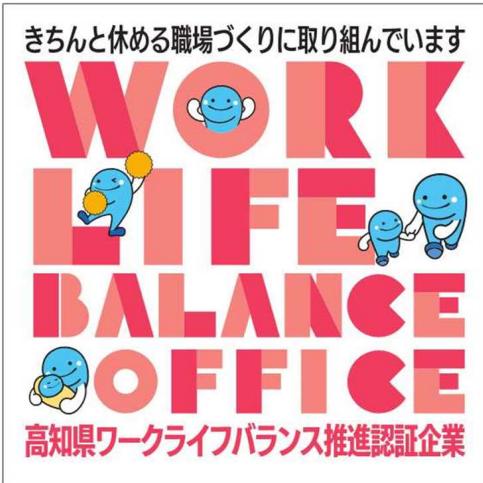
## 介護支援部門



■	C30 Y100
■	C100 Y80

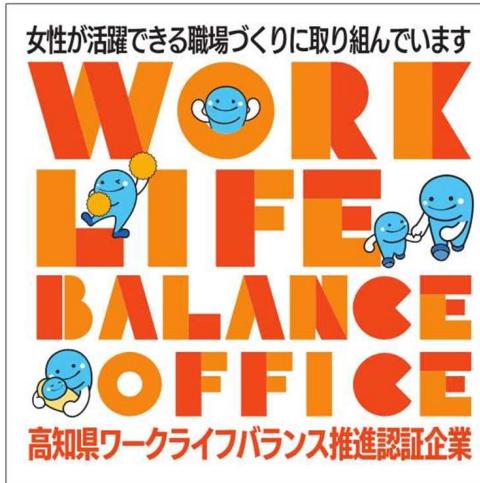
■	C40 M100
■	M60 Y20

## 年次有給休暇の取得促進部門



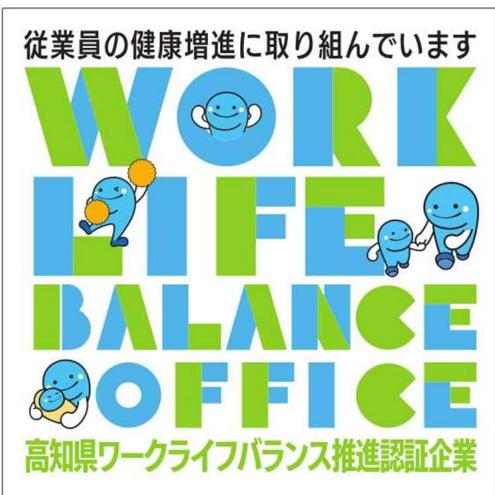
M80 Y50  
M50 Y40

## 女性の活躍推進部門



M80 Y100  
M50 Y100

## 健康経営部門



C45 Y100  
C70 M10